

高原町保育所等入所申込みのしおり

令和6年4月入所・更新受付

<受付期間>

令和5年12月11日（月）～
令和5年12月15日（金）

<受付時間>

午後4時～午後7時

<受付場所>

高原町総合保健福祉センター
ほほえみ館中研修室



○上記期間を過ぎても随時受け付けますが、定員を超える場合など選考が必要になる際は、期間内に申し込まれた方を優先させていただきます。

○高原町役場で入所申請ができる施設は、認可保育所、認定こども園となります。認可外保育施設をご利用希望の場合は、施設での申請となります。

○提出書類については、申請者の状況により異なりますので、状況に応じてご準備をお願いいたします。※P3, 4, 9ご参照

○認定区分に応じて、申込み先が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。P2ご参照

○入所申込書やしおり等については、町内各施設※や高原町健康課（ほほえみ館内）にて配布いたします。また、高原町ホームページでも掲載しております。
(URL) <https://www.town.takaharu.lg.jp/>

※遍照幼稚園、並木保育園、狭野保育所、広原保育所、後川内保育所

お問合せ先

〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓360番地1
高原町総合保健福祉センター ほほえみ館内
高原町役場 健康課 子育て支援係 保育担当
TEL 0984-21-2423(内線457)

も く じ

令和6年度高原町保育所等入所申込み先チェック表	…2
入所申込み必要書類について(保育)	…3
入所申込み必要書類について(教育)	…4
該当する方のみ必要な書類	…4
① 支給認定について	…5～
② 施設について	…7
③ 入所申請と利用調整	…8～
④ 保育料について	…10～
⑤ 申込み後の届出	…13
⑥ 1号認定の預かり保育について	…13
⑦ 地域子育て支援事業について	…14
◆令和6年度利用者負担額一覧	…15
◆幼児教育・保育無償化チラシ	…16～
◆申請書兼現況届記入例	…22～
◆高原町保育認可施設一覧	…24

令和6年度高原町保育所等入所申込み先チェック表

お子さんの年齢はおいくつですか？
(令和6年4月1日時点)

0歳～2歳

3歳～5歳

保育を必要とする事由はありますか。
(父母ともに就労している等)

はい

いいえ

・保育所
・認定こども園
(3号)

・家庭内保育や
必要に応じて一時預かりサービス
の利用をご検討ください。

健康課(ほほえみ館内)に申し込み

① P. 3をご覧ください。

特に申し込み等の必要無し

※一時預かり等の利用相談については、役場の決定は不要ですので施設に直接ご連絡ください。

点線内の方で「保育の必要性」が認められる方は、「施設等利用給付費」の申請ができます。P17ご参照

「保育」を希望しますか？
「教育」を希望しますか？

保育

教育

・幼稚園
・認定こども園
(1号)

施設に直接申し込み

③ P. 4をご覧ください。

保育を必要とする事由はありますか。
(父母ともに就労している等)

はい

いいえ

・保育所
・認定こども園
(2号)

・家庭内保育や一時預かりサービスの利用をご検討ください。
・教育での入所をご検討ください。

健康課(ほほえみ館内)に申し込み

② P. 3をご覧ください。

入所申込み必要書類について(保育)

P.2で「①」もしくは「②」の方

<提出書類>

○支給認定申請書兼保育所等入所申込書兼現況届

○保育を必要とする事由を確認する書類

就労（会社等） →	『就労（就労予定）証明書』
就労（法人ではない自営業等） →	『自営業等申立書』、確定申告書類の写し
就労（内職の場合） →	『内職従事者申告書』
妊娠出産 →	『保育が必要な申立書』、母子手帳の写し
保護者の疾病、障がい →	『疾病・障がい申立書』、医師の診断書
同居の親族の常時介護、看護 →	『保育が必要な申立書』
求職活動 →	『求職活動申立書』
育児休業 →	『就労（就労予定）証明書』
その他（災害復旧、就学、DV等） →	『保育の必要な要件申立書』



健康課（ほほえみ館内）に申し込み



留意事項

- 支給認定申請書兼保育所等入所申込書兼現況届については、きょうだいの場合、子ども一人につき1枚の提出が必要です。
- 保育を必要とする事由を確認する書類については、父母それぞれで該当する事由の証明書類が必要になります。
- 就労証明（法人でない自営業等）の方は、確定申告書類、開業届や営業許可証の写し等の提出が必要です。それが困難な場合は、第三者証明書の提出を求める場合があります。
- 同居家族の介護等については、医師の診断書等により常時介護等する必要があることや、介護等に必要な時間等を確認させていただきます。
- 役場への申込み後に施設との利用調整を行いますので、希望どおりの施設利用ができない場合もありますのでご了承ください。

入所申込み必要書類について(教育)

P. 2で「③」の方

<提出書類>

○支給認定申請書兼保育所等入所申込書兼現況届



施設に直接申し込み



留意事項

- 支給認定申請書兼保育所等入所申込書兼現況届については、きょうだいの場合、子ども一人につき1枚の提出が必要です。
 - 施設への申し込み後に施設が利用定員を勘案しながら、内定を行います。申し込み状況によっては、利用できない場合がありますのでご了承ください。
 - 3歳児以上クラスの児童で、父母の「保育の必要性の事由」が認められれば、施設等利用給付費の申請が可能ですので、併せてご申請ください。
P17,18 をご参照ください。
- ※満3歳になった児童（2歳児クラスで3歳になった児童）で、「住民税非課税世帯」の場合は、申請が可能です。

該当する方のみ必要な書類

P. 2で「①」「②」の方で下記に該当する場合は、追加で提出が必要になります。

世帯員・保護者の状況	必要な書類
ひとり親家庭で、児童扶養手当の申請をしていない	戸籍謄本
離婚裁判（調停）中	調停期日通知書、事件係属証明書等
同一の世帯員（施設に入所、入院していない場合）が、次のいずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合 ・特別児童扶養手当を受給中の場合 ・国民年金の障害基礎年金を受給中の場合	手帳や証書の写し
別居している生計を一にする子どもがいる場合	学生証の写し 生活費、学資等の支払いをしていることがわかるもの
令和5年1月1日現在、高原町に住所がない方	令和5年度所得課税証明書 ※父母ともに必要 ※マイナンバーによる情報照会が可能の方は省略できます。
令和6年1月1日現在、高原町に住所がない方	令和6年度所得課税証明書 ※父母ともに必要（令和6年6月以降に発行） ※マイナンバーによる情報照会が可能の方は省略できます。

① 支給認定について

保育所、幼稚園及び認定こども園などの施設を利用する場合には、まず、町の認定を受ける必要があります。認定を受けることによって、認定区分に応じた施設を利用することができます。

◆ 支給認定の区分

支給認定区分は、対象年齢と保育の必要性により、下表のように3つの認定区分があります。

支給認定区分	対象となるお子さん			利用できる施設
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
1号認定	3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園※1 認定こども園（教育部分）
2号認定	3歳以上	あり	保育標準時間	保育所 認定こども園（保育部分）
			保育短時間	
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間	
			保育短時間	

※1 新制度に移行した園をいいます。

◆ 支給認定の基準

2号又は3号認定の認定を受けるためには、父母ともに「保育を必要とする事由」のいずれかの要件に該当していなければなりません。要件は下表をご確認ください。

保育を必要とする事由
・就労（月60時間以上の勤務）を常態としている
・妊娠・出産 ※出産月をはさんで産前産後各2か月の計5か月
・保護者に疾病、障がいがある
・同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している
・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
・求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている ※3か月以内・延長なし
・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している
・育児休業をする場合であって、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる
・虐待やDVのおそれがある等

◆保育の必要量

保育（2号または3号）認定を受ける方は、保護者の就労時間等に基づき、利用できる保育時間を認定します。保育必要量には、「保育標準時間（最長11時間利用可能）」、「保育短時間（最長8時間利用可能）」の2つの区分があります。

それぞれの事由における保育の必要量は下表のとおりです。

保育を必要とする事由	保育の必要量	
就労	就労時間等が月120時間以上 （保育標準時間）	就労時間等が月60時間以上 120時間未満（保育短時間）
就学		
親族を常時介護、看護	介護、看護の状況により決定	
妊娠・出産	保育標準時間	
疾病、負傷等		
災害復旧		
育児休業※	保育短時間	
求職活動		
その他	状況に応じて	

※育児休業における保育の必要量は、令和3年度までは「保育標準時間」での取扱いでしたが、令和4年度より、原則として「保育短時間」での取扱いとしています。

★就労が月に120時間に満たない場合でも、就労状況や通勤時間を考慮し、保育標準時間で認定できる場合もありますので健康課までお問い合わせください。

★「親族を常時介護、看護」については、医師からの診断書等を踏まえて、保育の必要量を決定します。

★保育標準時間認定の要件を満たす方が、保育短時間認定を選択することは可能です。

★園によっては別途、延長保育の利用が可能です。延長保育を利用する場合、各月の保育料とは別に利用料が発生します。詳細、申込みは施設に直接お問い合わせください。

②施設について

◆種類

保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う学校
認定こども園	幼児教育と保育を一体的に行う機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設 【幼保連携型】幼稚園機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持ち、一体的な運営を行う施設 【幼稚園型】認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設 【保育所型】認可保育所が、保育の必要性のない子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設

◆高原町内の施設（R5. 11. 1日現在）

	施設名	住所	連絡先	利用できる者
公立	狭野保育所	蒲牟田5543-22	42-1269	保育認定（2号・3号）を受けた者
	広原保育所	広原1453-1	42-0244	
	後川内保育所	後川内2645	42-0013	
私立	並木保育園	蒲牟田1108-8	42-1239	教育認定（1号）を受けた者、保育認定（2号・3号）を受けた者
	遍照幼稚園 （幼稚園型）	西麓835-4	42-4242	

※情報は令和5年11月1日時点です。施設によっては、今後変更がある場合があります。

◆高原町内の認可外施設（R5.11.1現在）

出口保育園（高原町大字西麓 3313-4 TEL 42-0816）

※特定教育・保育施設ではありませんので、利用希望の場合は、直接施設にお申し込みください。なお、無償化の対象等については、P20、21に掲載のチラシを参照ください。

◆高原町以外の市町村施設を利用する場合（広域入所）について

保護者の就労場所や里帰り出産など一定の要件（要件は市町村で異なります。）を満たす場合、町外の施設を利用できる場合があります。

※利用を希望される場合は、高原町健康課（ほほえみ館内）にご相談ください。

③入所申請と利用調整

◆利用申し込みの前に

保育施設等によってその保育方針など様々です。事前に利用を希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学して、園からの説明を受けてください。

よい保育施設の選び方 十か条 (厚生労働省HPより引用)

- | | | | |
|---|-------------|---|----------------|
| 一 | まずは情報収集を | 六 | 保育する人の様子を見て |
| 二 | 事前に見学を | 七 | 施設の様子を見て |
| 三 | 見た目だけで決めないで | 八 | 保育の方針を聞いて |
| 四 | 部屋の中まで入って見て | 九 | 預けはじめてからもチェックを |
| 五 | 子どもたちの様子を見て | 十 | 不満や疑問は率直に |



◆令和6年(2024年)4月入所申請

(申請受付)

- 期 間 : 令和5年12月11日(月)～令和5年12月15日(金)
時 間 : 午後4時～午後7時
場 所 : 高原町総合保健福祉センターほほえみ館中研修室

(決定までのスケジュール)

- | | |
|-----------|-------------|
| 令和5年12月 | 提出された書類の審査等 |
| 令和6年1月～2月 | 施設との利用調整 |
| 令和6年3月上旬 | 申請者への決定通知 |

※審査状況等のお問合せについては、お答えできない場合がございますのでご了承ください。

◆年度途中の入所申請

年度途中の入所は、保育施設に空き状況等により申請を受け付けることができます。入所を希望される場合は、以下のとおり申請してください。

★申請期限は、利用希望月の前月10日までとします。※期限厳守

(例) 6月1日から利用したい場合 → 5月10日までに申請書類一式を提出

※必要書類の提出が期限内に間に合わない場合は、事前に健康課にご相談ください。

★申込書の提出先

【幼稚園、認定こども園(教育部分)の利用を希望される方】

☞ 希望施設に直接ご提出ください。

【保育所、認定こども園(保育部分)の利用を必要とされる方】

☞ 高原町役場 健康課(ほほえみ館内)にご提出ください。

◆申込みに必要な書類

◆全員提出が必要な書類

①支給認定申請書兼保育所等入所申込書兼現況届	児童1人につき1枚提出 ※新規申し込みの場合、世帯全員分の個人番号（マイナンバー）の提示が必要です。個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等の身分証明書をご持参ください。
------------------------	---

◆保育を必要とする事由を確認する書類

※保育所、認定こども園（保育部分）の利用希望の場合に必要です。

※父母ともに該当する証明書等の提出が必要です。

保育を必要とする事由（保護者の状況）		必要な書類
就労（会社等）	月60時間以上の勤務	①就労（就労予定）証明書
就労（法人でない自営業等）		②自営業等申告書 添付書類：令和4年分の確定申告書類の写し
就労（内職の場合）		③内職従事者申告書
妊娠・出産		④保育が必要な要件申立書 添付書類：母子手帳の写し（保護者氏名と出産予定日の記載欄）
保護者の疾病、障がい		⑤疾病・障がい等申立書 添付書類：医師の診断書又は、様式による医師からの証明等
同居の親族の常時介護、看護		④保育が必要な要件申立書 添付書類：介護等を受ける方の医師の診断書等 ※常時介護等する必要があることや、介護等に必要時間等の具体的な記載が必要です。
求職活動		⑥求職活動申立書 添付書類：公共職業安定所が発行する「ハロワークカード」の写し等
育児休業		①就労（就労予定）証明書
その他（災害復旧、就学、DV等）		④保育が必要な要件申立書 添付書類：在学証明書、り災証明書など

◆該当する方のみ必要な書類

世帯員・保護者の状況	必要な書類
ひとり親家庭で、児童扶養手当の申請をしていない	戸籍謄本
離婚裁判（調停）中	調停期日通知書、事件係属証明書等
同一の世帯員（施設に入所、入院していない場合）が、次のいずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合 ・特別児童扶養手当を受給中の場合 ・国民年金の障害基礎年金を受給中の場合	手帳や証書の写し
別居している生計を一にする子どもがいる場合	学生証の写し 生活費、学資等の支払いをしていることがわかるもの
令和5年1月1日現在、高原町に住所がない方	令和5年度所得課税証明書 ※父母ともに必要 ※マイナンバーによる情報照会が可能な方は省略できます。
令和6年1月1日現在、高原町に住所がない方	令和6年度所得課税証明書 ※父母ともに必要（令和6年6月以降に発行） ※マイナンバーによる情報照会が可能な方は省略できます。

※自営業等申告については、確定申告書類により確認がとれない場合は、営業許可証、開業届や第三者証明により確認を取らせていただく場合があります。

④保育料について

保育料は、父母の市町村民税をもとに算定します（高原町の利用者負担額についてはP15に掲載）。未申告の方は課税額が確認できないため、利用料は最も高い階層で算定されます（申告後、役場に届け出てください。）。

父母の収入の状況、世帯の状況等によっては、同居している扶養義務者（祖父母等）の市町村民税も計算に入れる場合もあります。

保育料は児童の当該年度の4月初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。

【注意】

- ① 保育料の算定には、住宅取得控除、配当控除等、控除できないものがあります。
- ② 期日までに保育料の納入がない場合、財産の差押え処分等を行うことがあります。
- ③ 海外に居住していたことなどにより日本国内において住民税が課税されていない方等についても、当時の収入状況等が分かる書類をご提出いただき、市町村民税の課税相当額を推計して保育料を算定させていただきます。

◆保育料の切替



当年4月から8月までの保育料は前年度の市町村民税、9月から翌年3月までの保育料は当年度の市町村民税をもとに算定されます。

◆多子世帯及び特別認定世帯の軽減

高原町では、平成28年4月から、保護者と生計が同一であれば、どの認定区分においても、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とする軽減を行っています（特別認定世帯の場合は、第1子が半額、第2子以降無料となります。）。

【特別認定世帯とは】

(1)ひとり親家庭の世帯

(2)次に掲げる者が属する世帯（手帳又は証書の写しを提出してください。）

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ア 身体障害者手帳の交付を受けた者 | イ 療育手帳の交付を受けた者 |
| ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 | エ 特別児童扶養手当の支給対象児童 |
| オ 国民年金の障害基礎年金の受給者 | |

●1号認定及び2号認定（4月1日時点で満3歳以上）の場合

→ きょうだいの有無に関係なく無償

●3号認定（保育所、認定こども園）の場合

第4子

無料



0歳

第3子

無料



1歳

第2子

半額



2歳

第1子



保護者と生計同一であれば、年齢制限なし

◆幼児教育・保育の無償化（P16以降の掲載のチラシを参照）

【無償化の範囲】

	保育所 認定こども園 (2号・3号認定)	施設型給付幼稚園 認定こども園 (1号認定)		認可外保育施設 等
	保育短時間 保育標準時間	教育時間	預かり保育	
3~5歳児クラス	対象	対象	対象(※2) 上限 11,300円	対象(※2) 上限 37,000円
満3歳児(※1)	—	対象	—	—
満3歳児(※1) 【市町村民税非課税世帯】	—	対象	対象(※2) 上限 16,300円	—
0~2歳児クラス 【市町村民税非課税世帯】	対象	—	—	対象(※2) 上限 42,000円

(※1)：3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども

(※2)：保育の必要性の認定が必要です。

★1号認定の預かり保育・認可外保育施設、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターを利用する場合に、無償化の対象となるには、新たに認定を受ける必要があります。

★延長保育、教材費、行事費、給食費等は無償化の対象となりません。副食費（おかず代）については、免除の対象となる世帯があります。

◆その他の費用

1号、2号認定の保育料には給食費が含まれておりませんので、保育料とは別に施設が定める額を実費徴収されます。その他、教育・保育の質の向上を図る上で必要な費用（特定負担額）を徴収される場合もあります。具体的な徴収費目、金額については、各施設にお問い合わせください。

★副食費（給食費）の免除について（3～5歳児）

1号、2号認定における低所得世帯や多子世帯の副食費の負担軽減のため、副食費が免除される場合があります。※3号認定の児童は、保育料に副食費が含まれています。

【対象者・範囲】

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当 ※	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除

※「年収360万円未満相当」とは次のとおりです。

1号認定の場合は市町村民税所得割額77,101円未満の世帯

2号認定の場合は市町村民税所得割額57,700円（特定認定世帯は77,101円）未満の世帯

※「第3子以降」とは次のとおりです。

1号認定は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として、2号認定は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

◆保育料の納付方法

施設	支払先	支払い方法	納付期限
保育所	高原町	納付書	毎月末日
		口座振替	毎月25日振替（金融機関が休みの場合は翌営業日です。）
幼稚園	幼稚園	施設に直接支払います。 支払い方法や納付期限は施設が決定します。	
認定こども園	認定こども園		

★保育所に入所が決定した方で、口座振替を希望される場合は、金融機関に口座振替依頼書を提出してください。金融機関による確認がとれるまでは納付書払いとなります。

★口座振替可能金融機関：宮崎銀行・高鍋信用金庫・九州労働金庫・こばやし農業協同組合・ゆうちょ銀行

⑤申込み後の届出

次のような場合は、申請中や入所中を問わず、健康課に必ず届け出てください。

◆家庭の状況等、保育の必要事由に変更が生じた場合

- ① 転園、退園の場合
- ② 保育の必要性の事由が変更となった場合
- ③ 保護者や児童の氏名など家族構成や住所が変わった場合
- ④ 求職中の方が就職する場合
- ⑤ 勤務先が変更になった場合
- ⑥ 勤務先に復職する場合
- ⑦ 出産予定の場合
- ⑧ 育児休業を取得した場合や延長した場合
- ⑨ 保育要件がなくなった場合（仕事を辞めた場合など）
- ⑩ 生活保護が開始、廃止された場合
- ⑪ 修正申告等で市町村民税額が変更となった場合（修正申告書の写し等を提出してください。）

◆町外への転出について

町外に転出された場合、原則として、高原町内の保育所等の利用ができなくなります。特別な事情により利用し続ける場合は、転出先の市町村との調整等が必要になります。
転出することが決まりましたら、速やかに高原町健康課にお知らせください。

⑥1号認定（教育）の預かり保育について

1号認定（教育）の教育標準時間を超える利用について、預かり保育料が発生します。開所時間や利用料金は施設によって異なります。

【例】

教育標準時間を9:00～14:00と定める施設に、8:00～17:00まで預ける場合

8:00	9:00	14:00	17:00
預かり保育料 (有料)※	1号認定保育料 (無償)		預かり保育料 (有料)※

※町から施設等利用給付認定を受けた方は無償化の対象となります。
(P17, 18参照)

下記の施設は預かり保育を実施しています。

施設名	施設住所	電話番号
遍照幼稚園	高原町大字西麓 835-4	0984-42-4242

⑦地域子育て支援事業について

◆一時預かり事業

一時的に家庭での保育が困難となる場合に利用できます。
実施している施設によって詳細が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆延長保育事業

保育必要時間を超えて保育が必要な場合に利用できます。
実施している施設によって詳細が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆地域子育て支援事業（子育て支援センター）

子育て支援センターは、親子の交流や子育てに関する相談、様々な催し、行事を通して子育てを支援する施設です。下記の子育て支援センターは、無料で利用できます。

子育て支援センター	電話番号	開 所 時 間
高原町子育て支援センター (ほほえみ館内)	21-2421	10:00~12:00 13:00~16:00

◆子育て短期支援事業

(ショートステイ事業)

保護者が疾病などにより、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、養育する制度です。

(トワイライトステイ事業)

保護者が仕事などの理由で、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が一時的に困難になった場合に一時的に養育する制度です。

※時間・料金等については、健康課にお問い合わせください。

◆病後児保育事業

児童が病気回復期にあり、集団保育等が困難な場合に利用できます。
利用するには事前登録が必要となりますので、健康課にお問い合わせください。

子育て短期支援事業及び病後児保育事業については、下記の施設で実施しています。

施設名	施設住所	電話番号
石井記念神武の家	高原町大字蒲牟田 1121-5	0984-42-2266

令和6年度 利用者負担額一覧

は、幼児教育・保育の無償化により「0円」となります

は、副食費免除対象ライン(特別認定世帯以外)

は、特別認定世帯の副食費免除対象ライン

(単位：円)

1号 (幼稚園、認定こども園の教育利用)		町区分	町利用料
国階層区分	町区分		
①生活保護世帯	A 生活保護世帯		0
②市町村民税非課税世帯 所得割非課税世帯含む (うち特別認定)	B 均等割非課税 (うち特別認定)		0
③所得割課税額 77,101円未満 (うち特別認定)	C 均等割課税 (うち特別認定)		0
	D1 48,600円未満 (うち特別認定)		0
	D2 48,600～77,101円未満 (うち特別認定)		0
	D3 77,101～97,500円未満 (うち特別認定)		0
④所得割課税額 211,200円以下	D4 97,500～126,000円未満 (うち特別認定)		0
	D5 126,000～169,000円未満 (うち特別認定)		0
	D6 169,000～211,201円未満 (うち特別認定)		0
⑤所得割課税額 211,201円以上	D7 211,201円以上 (うち特別認定)		0

(単位：円)

2・3号 (保育園、認定こども園の保育利用)		国階層区分		町階層区分		町利用料 (2号認定)		町利用料 (3号認定)	
国階層区分	町階層区分	国利用料 (3号認定)		町階層区分		3歳以上児		3歳未満児	
		標準	短	A	B	標準	短	標準	短
①生活保護世帯	A 生活保護世帯	0	0			0	0	0	0
②市町村民税非課税世帯 (うち特別認定)	B 非課税世帯 (うち特別認定)	9,000 (0)	9,000 (0)			0	0	0	0
③所得割課税額48,600円未満 (うち特別認定)	C 均等割のみ (うち特別認定)	19,500	19,300			0	0	11,000 (5,500)	10,800 (5,400)
	D1 48,600円未満 (うち特別認定)	(9,000)	(9,000)			0	0	15,400	15,100
	D2 48,600～57,700円未満 (うち特別認定)					0	0	(7,700)	(7,550)
④所得割課税額97,000円未満 (うち77,101円未満特別認定)	D3 57,700～77,101円未満 (うち特別認定)	30,000	29,600			0	0	19,800 (9,000)	19,400 (9,000)
	D4 77,101～97,000円未満 (うち特別認定)	(9,000)	(9,000)			0	0	24,200 (9,000)	23,700 (9,000)
⑤所得割課税額 169,000円未満	D5 97,000～126,000円未満 (うち特別認定)	44,500	43,900			0	0	30,000 (9,000)	29,400 (9,000)
	D6 126,000～169,000円未満 (うち特別認定)					0	0	36,500 (18,250)	35,800 (17,900)
⑥所得割課税額 301,000円未満	D7 169,000～255,000円未満 (うち特別認定)	61,000	60,100			0	0	38,500 (19,250)	37,800 (18,900)
	D8 255,000～301,000円未満 (うち特別認定)					0	0	44,000 (22,000)	43,200 (21,600)
⑦所得割課税額 397,000円未満	D9 301,000～397,000円未満 (うち特別認定)	80,000	78,800			0	0	47,300 (23,650)	46,400 (23,200)
⑧所得割課税額 397,000円以上	D10 397,000円以上 (うち特別認定)	104,000	102,400			0	0	51,500 (25,750)	50,600 (25,300)

※ 母子・父子世帯・障がい者のいる世帯等は特別認定世帯となります。

※ 保育料算定のための年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢を基準に計算します。

※ 上記の保育料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乘せ徴収が必要となる場合があります。

※ 新制度に移行しない幼稚園や認可外の保育園については、各園が認定する保育料になりますので各園にお問い合わせください。

※ 「国利用料」とは、国が定めている保育料で、「町利用料」とは、保護者の方の負担軽減を図るために国基準よりも低く定めている町の保育料です。「国利用料」と「町利用料」の差額は、町の財源で補てんをとしています。

保育所・地域型保育事業利用者向け

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

保育所や地域型保育事業(小規模・事業所内等)を利用される方はご確認ください。

【無償化の対象となる手続き】

既に園を利用されている方については、新たな手続きは必要ありません。

1

保育所を利用する子どもたち



【対象者・保育料】



- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス(年少クラス)
 - ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
ただし、【年収360万円未満相当世帯の子ども】と、【第3子以降の子ども】については、副食費(おかず代やおやつ代)が免除されます。
 - ◆ 副食費の免除について、【第3子以降の子ども】の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
 - ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、市町村民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されます。
 - ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。※年間360万未満世帯については、第1子の年齢は問いません。
-
- 高原町では、多子世帯の子育て支援を目的に、どの所得階層の世帯においても、保護者と生計が同一である子ども(年齢は問いません。)を第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償としています。
- ◆ 0歳児から2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に主食・副食費が含まれていますので、新たな保護者の負担はありません。

2

地域型保育(小規模・事業所内等)を利用する子どもたち



【対象者・保育料】



- ◆ 保育料の無償化については、上記  と同じです。
- ◆ 主食費・副食費については、これまでどおり保護者の実費負担はありません。

<問い合わせ先>

高原町役場 健康課 子育て支援係(ほほえみ館内) 電話:0984-21-2423

認定こども園利用者向け

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化がスタート

認定こども園を利用される方はご確認ください。

1

1号認定子どものうち、保育を必要としない子どもたち



【対象者・保育料】

- ◆ 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、【年収360万円未満相当世帯の子ども】と、【第3子以降の子ども】については、副食費（おやつ代やおやつ代）が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、「第3子以降の子ども」の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、1号認定として利用されている方については、新たな手続きは必要ありません。

2

1号認定子どものうち、保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち



【対象者・保育料】

- ◆ 1号認定の保育料の無償化については、上記 ① と同じです。
- ◆ 預かり保育が無償化の対象となるには、現在受けている1号認定に加え、町から【新2号認定】や【新3号認定】の認定を受けることが必要です。
※【新2号認定】や【新3号認定】を受けるためには、利用者が町に認定の申請を行うことになります。
- ◆ 以下の支給要件に該当する場合、町から【新2号】等の認定が受けられます。



認定区分	支給要件
新2号認定	【満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した】子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
新3号認定	【満3歳に達する日以後最初の3月31日】までにある子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、 <u>市町村民税非課税世帯</u> の子ども

- ◆ 利用日数に応じて、【新2号認定】は月額上限11,300円まで、【新3号認定】は月額16,300円までの範囲で預かり保育料の利用料が無償化されます。
- ◆ 無償化の対象となる月額上限は、【450円×利用日数】と施設への支払い金額の低い方となります。

例) 1号認定+新2号認定者が20日間預かり保育を利用した場合

◆ 預かり保育料が1日500円の施設の在園児

《保護者が実際に園に支払う利用料》

500円×20日(利用日数) = 10,000円 … (A)

《無償化対象の限度額(新2号の上限額は11,300円)》

450円(日額単価)×20日(利用日数) = 9,000円 … (B)

《町から保護者に支払う無償化対象金額》

(A)と(B)を比較し、低い額の(B)の9,000円

◆ 預かり保育料が1ヶ月5,000円の施設の在園児

《保護者が実際に園に支払う金額》

5,000円 … (A)

《無償化対象の限度額(新2号の上限額は11,300円)》

450円(日額単価)×20日(利用日数) = 9,000円 … (B)

《町から保護者に支払う無償化対象金額》

(A)と(B)を比較し、低い額の(A)の5,000円

- ◆ 預かり保育の利用料は、これまでどおり保護者は園に支払った後、保護者から園を通じて、町に償還払いの申請を行い、内容審査後に町から保護者に該当金額の償還払いを行います。



【無償化の対象となる手続き】

現行の1号認定に加え、町から新たに【新2号認定】または、【新3号認定】を受けるため、町に認定申請書を提出する必要があります。

3

預かり保育の提供が基準未滿の園で、保育が必要な子どもたち

- ◆ ② の場合において、園の預かり保育の提供がない、または預かり保育の提供時間等が一定基準未滿の場合、園の預かり保育の他、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

※「一定基準未滿」 … 教育時間を含む平日の開所時間が8時間未滿又は、年間開所日数200日未滿

※「認可外保育施設等」 … 認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など

※「無償化上限額」は、【新2号】は預かり保育の月額上限11,300円まで、【新3号】は16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外等の無償化対象額となります。

4

2号認定や3号認定として利用する子どもたち

💡【対象者・保育料】

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
ただし、【年収360万円未満相当世帯の子ども】と、【第3子以降の子ども】については、副食費（おやつ代やおかし代）が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、【第3子以降の子ども】の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、市町村民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されます。
- ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。 ※年間360万未満世帯については、第1子の年齢は問いません。



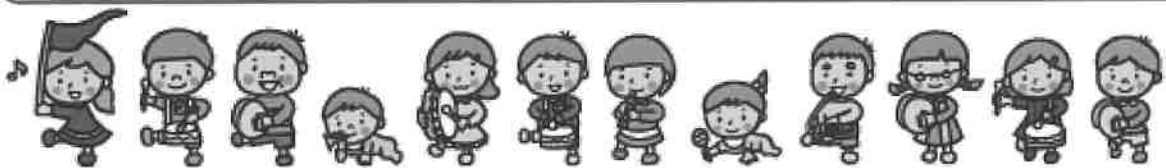
高原町では、多子世帯の子育て支援を目的に、どの所得階層の世帯においても、保護者と生計が同一である子ども（年齢は問いません。）を第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償としています。

- ◆ 0歳児から2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に主食・副食費が含まれていますので、新たな保護者の負担はありません。



【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、2号認定や3号認定として利用されている方については、新たな手続きは必要ありません。



<問い合わせ先>

高原町役場 健康課 子育て支援係（ほほえみ館内） 電話：0984-21-2423

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化がスタート

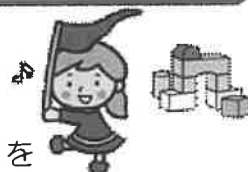
認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポートセンター事業を利用される方はご確認ください。

1

無償化の対象者・利用料



【対象者・保育料】



- ◆ 無償化の対象となるには、お住まいの市町村から【保育の必要性の認定】を受ける必要があります。
※【保育の必要の認定】の要件については、就労等の要件（認可保育所利用と同等）があります。
- ◆ 保育所・認定こども園などの認可施設や企業主導型保育事業を利用していない方のみ無償化の対象となります。
- ◆ 3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでの子どもは月額 37,000 円まで、0 歳児クラスから 2 歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもは月額 42,000 円までの利用料が無償化されます。
※3 歳児クラス … 4 月 1 日時点で 3 歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 幼稚園や認定こども園（1 号認定）の園を利用している場合、その園の預かり保育提供時間が一定基準未満の場合は、認可外保育施設等の利用部分も一部無償化の対象となります。
※一定基準未満 … 教育時間を含む平日の開所時間が 8 時間未満、もしくは年間開所日数が 200 日未満
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。



【対象となる施設・事業】

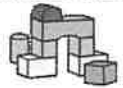
- ◆ 認可外保育施設
- ◆ 一時預かり事業(保育所等で実施される一時預かり)
- ◆ 病児保育事業
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等を指します。
※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出をしており、町が確認をした施設です。

2

保育の必要性の認定

◆ 以下の支給要件に該当する場合、町から【新2号】等の認定が受けられます。



認定区分	支給要件
新2号認定	【3歳児クラスから5歳児クラス】の子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
新3号認定	【0歳児クラスから2歳児クラス】の子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、 <u>市町村民税非課税世帯</u> の子ども



【保育を必要とする要件】

◆ 父母ともに、以下の要件のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労（事業所等の就労・居宅外で自営または農業を営んでいる場合）※月60時間以上
- ② 妊娠・出産 ※出産月をはさんで産前産後各2か月の計5か月以内
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居又は長期間入院などしている親族の常時介護・看護
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む） ※3か月以内の期間限定・延長なし
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 育児休業中に、既に保育を必要としている子どもがいて、継続利用が必要である場合
- ⑨ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑩ その他、上記に類する状態として町長が認める場合



【無償化の対象となる手続き】

町から【新2号認定】または、【新3号認定】を受けるため、町に認定申請書を提出する必要があります。



【認可外保育施設等の利用料の支払い方法】

認可外保育施設等の利用料は、保護者が施設に支払った後、保護者から町に償還払いの申請を行っていただき、内容審査後、町から保護者に該当金額をお支払いします。
※申請時期やお支払い回数については、別途お知らせします。



<問い合わせ先>

高原町役場 健康課 子育て支援係（ほほえみ館内）

電話：0984-21-2423

令和6年度 支給認定申請書 兼 保育所等入所申込書 兼 現況届

高原町長 宛

記入前に必ずお読み下さい。

記入例

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付に係る支給認定の申請及び保育所等の利用について関係書類を添えて申し込めます。

また、申請するにあたり、高原町が行う以下①、②のことについて承諾するとともに、毎月の利用者負担額は納期限までに納入すること、万一滞納した場合は児童手当から支払うことを誓約します。

①支給認定及び利用者負担額の決定のため、世帯情報及び市町村民税の情報（同一世帯者、同居の者を含む）等を開覧すること。

②上記①に基づき決定した利用者負担額について、保育所等に対して提供すること。

※提出日を記入してください。

※太線枠内を記入してください。裏面も記入してください。

		令和5年 12月12日	
保護者	現住所	高原町大字西麓899番地	
	令和5年1月1日現在の住所	小林市細野×××	
	氏名	高原 太郎	
		連絡先	父携帯 090-××××-××××
			母携帯 080-××××-××××
			自宅 42-1067
申請児童	新規・在園児の別	氏名	生年月日
	新規・在園児	ふりがな たかはる はる	令和 3年 11月 30日
		高原 はる	令和6年4月1日現在の年齢 2歳
			性別 男・ <input checked="" type="radio"/> 女
	個人番号	××××××××××××××××	認定番号 ※すでに認定を受けている（在園児）場合に記入 ×××
○障がいについて ◆該当する番号に☑をつけてください。（手帳等の交付を受けている場合は、下記に記入のうえ、写しを添付） <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 身体障害者手帳 記号番号（ ）（ ）級 療育手帳 記号番号（ ）（ ）級 特別児童扶養手当 記号番号（ ）（ ）級 ◆「あり」に☑した場合は、そのを現況を具体的に記入してください。なお、障害児通所施設等を利用している場合は、施設名を記入してください。 []			

①教育・保育の希望

<input type="checkbox"/> 教育希望	(1号認定)・幼稚園または認定こども園(教育)を希望(保育所等との併願の場合を除く)
<input checked="" type="checkbox"/> 保育希望	(2号認定)・保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所または認定こども園(保育)を希望

最長期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。
(保育を必要とする事由により、保育の実施期間の希望に添えない場合があります。)

②利用

利用を希望する期間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日			
順位	施設種別	施設名	希望理由	見学
第1希望	保育所・幼稚園・認定こども園(号)	たかはる	現在利用している	○
第2希望	保育所・幼稚園 認定こども園(3号)	みいけ	家が近い	○
第3希望	保育所・幼稚園 (号)	皇子原	通勤途中	×

◆見学に行った場合

新規に申し込む場合は出来る限り第3希望まで記入してください。

③保育の利用

(定員の関係で第一希望施設に入所できない場合があります。)

保育の利用を必要とする事由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労(月160時間) <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動
		<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労(月124時間) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産(月予定) <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等
		<input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()
希望する利用時間	利用曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土
	利用時間	標準時間 短時間 8時30分から18時00分まで

◆保育の利用を希望する場合には必ず記入してください。

◆求職活動を理由と

「家庭で保育できる日」のご利用はできる限りお控えください。

記入例

③世帯の状況

区分	児童との続柄	氏名	別居の場合は○	生年月日 個人番号(マイナンバー)	性別	勤務先 (職業又は学校名等)
申請児童の世帯員(申請児童以外を記入)	父	高原 太郎		S(H) 60・7・1 ××××××××××××	男	自営業(農業) (電話090-0000-××××)
	母	高原 花子		S(H) 2・8・5 ××××××××××××	女	神武株式会社 (電話42-0000)
	兄	高原 一郎		S(H)R 23・4・15 ××××××××××××	男	めだか小学校
	姉	高原 良子		S(H)R 30・9・30 ××××××××××××	女	たかはる保育園
				S・H・R		
				S・H・R		
				S・H・R		
生活保護の状況		□適用あり (保護開始日 年 月 日)				
家庭の状況		□ひとり親家庭【理由：□死別 □離婚 □未婚 □その他()】 ⇒児童扶養手当について □受給中 □申請中 □申請していない(※証明の添付が必要です) □離婚裁判(調停)中(※証明の添付が必要です。)				
障害者手帳等所持状況 (在宅の場合) ※写しの添付が必要です		氏名	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □障害基礎年金			
		氏名	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □障害基礎年金			

勤務先・職業(電話番号)も必ず記入すること。
学校は進級、進学後の名称を記入すること。

◆世帯員には、生計を一にしている子どもも記入してください。必ずしも同居を要件とするものではありません。進学等のため別居している場合でも、常に生活費、学資金等の支払いがある場合には、「生計を一にする」ものとします。

④祖父母について

	氏名	住所(同居の場合は記入不要)	年齢	就労状況 ()内は職業を記入	同居又は別居の別
父方	祖父	高原 源太	同居	65 □就労() ☑無職	☑同居 □別居
	祖母	高原 米子	同居	60 □就労() ☑無職	☑同居 □別居
母方	祖父	宮崎 海	都城市沖水×××	61 ☑就労(会社員) □無職	□同居 ☑別居
	祖母	宮崎 瞳	都城市沖水×××	59 ☑就労(会社員) □無職	□同居 ☑別居

◆「同居」とは、世帯は別であるが同じ家屋に同居し生計を同じくしていることをいいます。

※町記載欄

認定の可否		認定番号	認定区分等	
可・否	否とする理由		□1号 □2号 □3号	
年 月 日認定			(□標 □短)	
入所の可否		利用期間	入所施設	
可・否	否とする理由	自： 年 月 日		保・幼 認・他
		至： 年 月 日		

※施設記載欄

受付年月日	令和 年 月 日	
施設名	担当者氏名	
入所契約内定の有無(幼稚園・認定こども園(教育部分)のみ)		有 ・ 無

高原町認可保育施設一覧

令和5年11月1日時点※1

施設の種類	施設名	所在地	電話番号	保育(教育)時間			在園児以外の 一時預かり※3
				標準時間	短時間	延長※2	
認可保育所	狭野保育所	高原町大字蒲牟田5543-22	0984-42-1269	7:15 ~ 18:15	8:30 ~ 16:30	保育終了後 ~ 18:15	
認可保育所	広原保育所	高原町大字広原1453-1	0984-42-0244	7:15 ~ 18:15	8:30 ~ 16:30	保育終了後 ~ 18:15	
認可保育所	後川内保育所	高原町大字後川内2645	0984-42-0013	7:15 ~ 18:15	8:30 ~ 16:30	保育終了後 ~ 18:15	
認可保育所	並木保育園	高原町大字蒲牟田1108-8	0984-42-1239	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	保育終了後 ~ 19:00	○
認定こども園	遍照幼稚園 上段:保育 下段:教育	高原町大字西麓835-4	0984-42-4242	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	保育終了後 ~ 18:30	
				9:00 ~ 15:00 ※4	/	教育終了後 ~ 18:30	

※1 令和5年11月1日時点の情報になりますので、今後、変更になる場合があります。

※2 認定こども園の「教育」における「預かり保育」も含まれます。また、料金等は各施設により設定されます。

※3 自主事業になりますので、実施の有無等は、都度施設にご確認ください。

※4 7:30~9:00の利用を希望する場合は、施設にご相談ください。